

独立行政法人福祉医療機構
平成27年度社会福祉振興助成事業

行政と連携した生活困窮者への 食品支援事業報告書



平成28年3月



認定NPO法人
セカンドハーベスト名古屋



報告書目次

はじめに.....	2
1. セカンドハーベスト名古屋の活動概要と事業実施の背景.....	3
2. 成果の概要と今後の課題.....	4
3. 事業報告1 連携団体を増やす活動.....	5
4. 事業報告2 個別食品支援の実施.....	9
5. 事業報告3 個別食品支援システムの構築.....	15
6. 事業報告4 個別食品支援の効果を測定する活動.....	20
7. 事業報告5 他地域の個別食品支援の調査活動.....	27
8. 参考資料.....	29



はじめに

本報告書は独立行政法人福祉医療機構平成27年度社会福祉振興助成事業「行政と連携した生活困窮者への食品支援事業」の成果を取りまとめたものです。

近年フードバンクが子ども食堂や生活困窮者支援の視点から注目が集まっています。実際に私たちが活動を始めた平成21年には全国に約10程度しかなかったフードバンク団体が、現在約40団体にまで広がりを見せてています。

そもそもフードバンク活動が日本で始まった当初は、まだ食べられる食品を有効に使う「もったいない」に主な焦点が当てられていました。しかし、平成27年4月生活困窮者自立支援法が施行されたことにより大きくかわり、生活困窮者への食料支援団体として個人へ食品を届ける活動に焦点があたるようになってきました。

私たちセカンドハーベスト名古屋でも設立当初より、東海地方の特徴であるホームレス状態の方や派遣や期間雇用の外国人労働者など食の支援を必要とする方が多い状況に合わせ、彼らを支援する団体へ積極的に食品を配布していました。しかし、「団体」へ配布するだけでは地域で孤立した方や、制度の狭間に落ち込んだ見えない生活に困った「個人」へ食品を届けることができませんでした。

そこで、セカンドハーベスト名古屋では主に生活困窮者自立支援法により各自治体に設置された自立支援相談窓口と連携して、生活に困った「個人」へ食の支援を始めました。この連携により食品支援は生活に困った方本人の空腹を満たすという一時的な効果に留まらず、自立に向けた相談事業を行う相談窓口職員にとっても欠かすことのできない支援であることが確認できました。

本事業の仕組みは、生活困窮者自立支援法により全国約900の自治体に相談窓口が作られたこと、現在も新たなフードバンク団体が全国各地に立ち上がっていることから、東海地方に留まらず大きく全国へ広がる可能性をもっています。詳細を以下にご報告致します。

助成事業の概要

事業名	行政と連携した生活困窮者への食品支援事業
助成金額	700万円
事業概要	見えない貧困状態にある生活困窮者の自立と生活を安定させることを目的に、行政の窓口や生活困窮者自立支援法に則り設置された相談窓口と連携して、食べ物を必要とする人へ食品の詰合せを届ける事業
実施した5つの事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連携団体を増やす活動 2. 個別食品支援の実施 3. 個別食品支援システムの構築 4. 個別食品支援の効果を測定する活動 5. 他地域の個別食品支援の調査活動

1

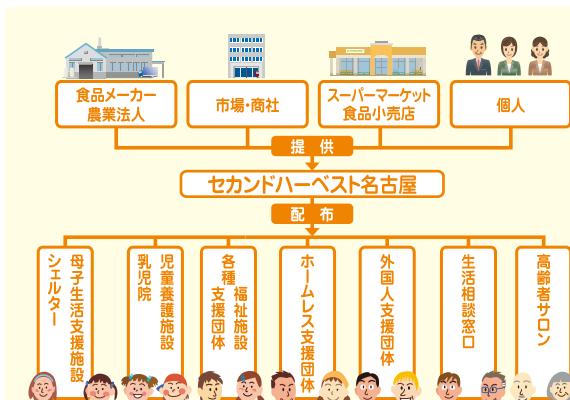
セカンドハーベスト名古屋の活動概要と事業実施の背景

1. セカンドハーベスト名古屋とは？

セカンドハーベスト名古屋（以下、2HNと略す）はフードバンク活動を東海地方最大規模で行う認定NPO法人である。平成20年に名古屋市に住む有志が集まり、平成21年にNPO法人格を取得し本格的に活動を開始。そして平成27年に認定NPO法人として名古屋市より認可を受けた。「もったいない」と「奉仕」の精神をもって東海地方で食のセーフティネットを構築することをミッションに掲げ活動している。食品の引取り、仕分け、配布、入出庫の管理、広報活動などを、ボランティア（主に定年退職したシニアや子育てが一段落した主婦の方々など、20～70代、男女比3:1）約20名と職員3名で行っている（正会員58名賛助会員33名）。

食品関連企業から定期的あるいは不定期に、包装破損、印字ミス、賞味期限が迫った等の理由で「食べられるにも関わらず捨てられる運命の食品（食品ロス）」の無償提供を受け、生活困窮者を支援している団体や各種福祉施設・団体へ無償で配布している。

平成27年度は502トンの食品を100の企業・団体や数多くの個人から寄付いただき、308の施設・団体へ配布した（502トンの食品を小売価格に換算すると約3億円に相当）。食品取扱量は前年度と比較すると若干減少したものの、地元企業を中心に働きかけ2HNが独自に提供を受けた食品の占める割合は79%に増加した。つまり、必要な食品を自分達の力で地元の食品関連企業から集めることができるようになってきた。



2. 事業実施の背景

生活保護受給者が200万人を超えさらに増加傾向にあることから、国は生活困窮者の自立を積極的に促すため、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法（以下、「法」と略す）」を施行した。この「法」では福祉関係団体やハローワークなど既存の組織を活用して、生活保護に至る前段階から早期の支援を行うことを目指している。また、予算面では事業に必要な経費をすべて国が負担するのではなく、幅広くNPOや民生委員などの「社会資源」を活用することも明記されている。

2HNでは、地域で孤立した方や、制度の狭間に落ち込んだ見えない生活に困った「個人」へ食品を届けるため、平成26年7月から「法」によるモデル事業として名古屋市が設置した相談窓口「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅」と連携して食品支援を行ってきた。「3日間何も食べていない。」「所持金が100円しかない。」など、緊急で食の支援が必要な方が相談窓口を訪れた場合、2HNが依頼を受けお米5kgと缶詰や調味料の詰合せ（以下、食品パックと略す）を届けている。数人の相談員から個別に聞き取りを行ったところ「緊急時に対応ができる。」「信頼関係を築くことができる。」など効果をあげており、この仕組みを維持するためセンターとは食品支援の依頼を受けた件数に応じた実費相当分を負担していただいている。しかし、本事業の認知度が低いことや効果を捉えきれていたなかったこと、依頼件数が増えた場合の2HN側の体制が整っていないことなどから、連携している団体はごく一部にしかすぎずその広がりは限られた。

② 成果の概要と今後の課題

1. 全体の成果の概要

個別食品支援の仕組みを明確に構成し、PR活動を積極的に推進したことと、平成27年4月「法」の施行とタイミングがマッチしたことで、主に東海3県市町村の社会福祉協議会（以下、社協と略す）との提携が大きく進んだ。

これにより、平成27年1～3月は50件/月程度であった支援件数が、平成27年10月以降は250件/月レベルに達し、事業期間（平成27年4月～28年2月）中の平均支援件数は207件/月と当初の目標170件/月を大きく上回った。

食品パックの内容も、新規食品提供者に東海コープ事業連合他が加わって頂けたことで充実し、個々の支援対象者の状況に合わせた食品を詰め合わせることができるようになった。

自立支援相談事業（以下、相談事業と略す）の相談員へのアンケートからは、食品パックが支援対象者との信頼関係構築に大きく寄与し、相談業務が進めやすくなったとの声をたくさん頂くとともに、支援対象自身も自立に向けた前向きな姿勢が認められる事例を多く頂いた。

一方、食品パックを作る2HNのボランティアにも意識の向上が認められ、外部の2HN支援者からもこの活動への直接参加の申出がくるようになった。

2. 反省と今後の課題

この仕組みの重要なポイントとして、支援対象者個々の状況に合わせた食品の詰合せと宅配便による依頼日翌日配送を掲げたため、提携相手に実費相当額の負担をお願いすることとした。

このため、相談窓口を所管する全ての行政機関との提携には至らなかった。

市町村の社協（一部の社協は行政から相談事業を受託している）については、岐阜県、三重県は県の社協が取りまとめて頂けたため多くの市町村社協と提携できたが、愛知県は個々の市町村社協との個別交渉を余儀なくされたため一部の社協との提携に留まった。

また、相談事業を直営で運営する自治体（市町村役所）との提携も、予算措置面で十分な理解が得られず一部に留まった。

「東海地方で食のセーフティネットを構築する」という我々の理念を達成すべく、引き続き、きめ細かい広報活動を行い東海3県のすべての相談事業の窓口との提携を進めることが今後の課題である。

更に、見えない、手を上げない生活困窮者がまだまだ多くいるのではと思われる状況から、「法」に基づく相談事業の窓口との提携だけでなく、広く2HNの個別食品支援事業の存在を広報し、様々なネットワークを通じてきめ細かく支援できる仕組みを構築して行かねばならない。

3

事業報告1 連携団体を増やす活動

1-1. 各相談窓口へのPR活動

1. 活動目的と内容

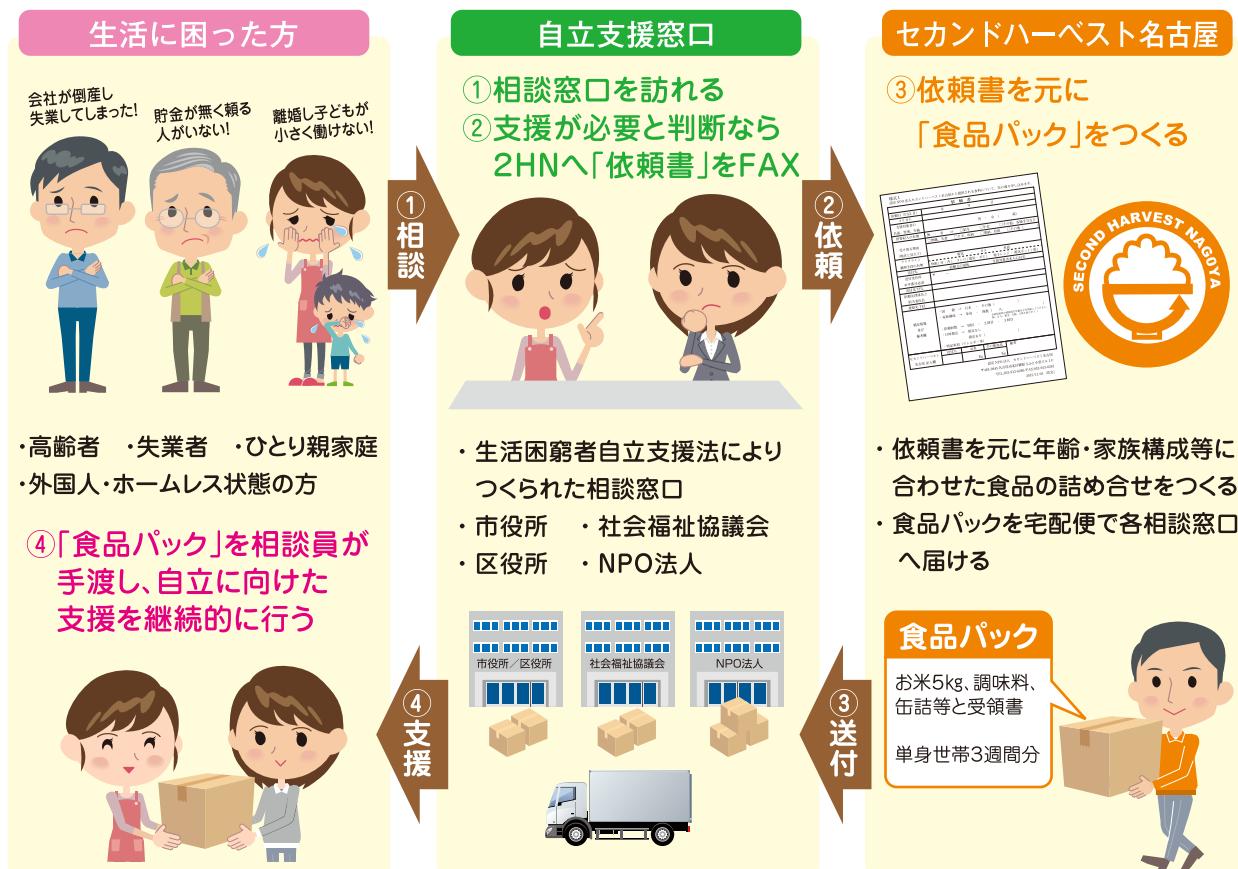
2HNでは個別食品支援を行う際に、食品パックを届けるため必要な費用負担を明記した協定書を締結している。そこで、「法」により相談窓口を設置した自治体や各自治体が相談事業を委託した社協、社会福祉法人、NPO法人に対して実費相当分の費用負担まで盛り込んだ協定を締結していただけるよう訪問や説明書類の送付などの働きかけを行った。

2. 活動期間

平成27年4月～平成28年3月

3. 2HNが提案した仕組み

図3-1 個別食品支援事業概要



ポイント

- 原則依頼を受ける団体とは書面（別紙1-3）での協定を締結する。
- 食品パックの送付先は原則相談窓口とする。
- 食品パックの送付は支援対象者1人につき、月1回で原則3回までとする。
- 食品パック1箱につき実費相当分の手数料を相談窓口が2HNへ支払う。
- 生活に困った方（以下、支援対象者とする）は食品パックを受け取ったら2HNへ受領書（別紙1-7）を返信する。

4. 認知度向上のための広報活動

表3-1 広報活動実施状況

	活動内容	メディアでの紹介
平成26年 7月	名古屋市社協と協定締結 ・「法」に基づき名古屋市が実施するモデル事業として名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅が開設	
10月	・食品パックによる支援の仕組みを確立	
11月	・岐阜県社協との連携に関する打ち合わせの実施	
12月	・愛知県主催「愛知県内市町村生活困窮者自立支援対策担当者会議」にて事業概要説明	
平成27年 4月	岐阜県社協との協定締結式 生活困窮者自立支援法施行 岐阜県内社協とのまとまった協定締結 ・愛知県社協を通じ県内すべての市町村社協へ事業概要説明書(別紙1)を送付	中日新聞一面にて岐阜県内社協との連携が全国初の取組として紹介 岐阜県社協との協定締結式の様子が中日、岐阜、毎日、読売新聞にて紹介
5月	・三重県主催「自立相談支援事業主任相談支援員研修会」にて事業概要説明	
7月	三重県内社協とのまとまった協定締結	CBCテレビのニュース番組「イッポウ」にて岐阜県社協と協定締結したことや2HNの活動が特集で紹介
8月	・名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山、大曾根が開設(個別食品支援の説明会を実施)	伊勢新聞にて三重県内社協との協定締結が紹介
10月	・愛知・岐阜・三重県内にあるすべての社協と、直営で相談事業を行っている187窓口へ事業概要とシンポジウムのチラシを送付	NHKの情報番組「サキどり」にて活動が紹介
11月	・2HN主催のシンポジウムを行い、本事業の実績と成果を報告(愛知・岐阜・三重県内の相談窓口40団体から47名が参加)	
12月	・小牧市役所、小牧市社協、2HN、3者での生活困窮者支援・高齢者支援に関する協定締結	中日新聞にて小牧市役所、小牧市社協との3者での協定締結が紹介
平成28年 1月		期間中 新聞 14回、テレビ 3回、ラジオ 1回、雑誌 1回にて活動が紹介
2月		

5. 活動結果

表3-2 県別提携団体一覧(2016年2月末日時点)

	愛知	岐阜	三重	合計
社協	19	20	30	69
自治体	3	0	0	3
その他(社会福祉法人、NPO法人等)	2	1	0	3
合計	24	21	30	75

*名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅、金山との連携は社協、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根はその他として集計

表3-3 活動期間以前の新規連携団体一覧

提携開始月	提携団体名
平成26年7月	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅(運営は名古屋市社協、芳龍福祉会、ICDS・キャリアデザインサポートーズの連合による名古屋くらしサポートコンソーシアム) 以後名古屋市内各区の社協、名古屋市社協が市から受託したいきいき支援センターからの依頼に対応
平成26年10月	愛恵協会(幸田町の相談事業を受託して実施)

表3-4 活動期間中の新規提携団体一覧

提携開始月	提携団体名
平成27年4月	岐阜県内社協一括（岐阜県社協、岐阜市社協、高山市社協、多治見市社協、関市社協、中津川市社協、美濃市社協、瑞浪市社協、羽島市社協、恵那市社協、美濃加茂市社協、土岐市社協、各務原市社協、可児市社協、山県市社協、瑞穂市社協、飛騨市社協、本巣市社協、郡上市社協、海津市社協）、扶桑町社協、常滑市社協、豊川市社協、碧南市社協、西尾市社協、みよし市社協、日進市社協、長久手市社協
6月	稻沢市社協、知多市社協
7月	三重県内社協一括（三重県社協、桑名市社協、いなべ市社協、木曽岬町社協、東員町社協、四日市市社協、菰野町社協、朝日町社協、川越町社協、鈴鹿市社協、亀山市社協、津市社協、松阪市社協、多気町社協、明和町社協、大台町社協、伊勢市社協、鳥羽市社協、志摩市社協、玉城町社協、度会町社協、南伊勢町社協、大紀町社協、伊賀市社協、名張市社協、尾鷲市社協、紀北町社協、熊野市社協、御浜町社協、紀宝町社協）、スマイルBasket（岐阜市の相談事業を受託して実施するぎふNPOセンターの関係団体）
8月	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山（名古屋くらしサポートコンソーシアム）、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターハイツ（運営はオレンジの会、からし種、共生福祉会の連合体）、半田市社協
9月	あま市役所、田原市社協
10月	新城市社協
11月	弥富市社協、岡崎市社協、大府市社協、豊橋市社協
12月	小牧市役所
平成28年1月	高浜市社協

6. 反省と今後の課題

岐阜県・三重県については県社協が県内市町村社協を取りまとめてくださったため、それぞれ4月、7月に県内ほぼすべての社協と協定を締結することができた。しかし、愛知県についてはそれぞれ個々の市町村社協へ働きかけなければならなかつたため、協定を締結した団体は約半数以下にとどまった。今後は個々の市町村社協へ働きかけるとともに、愛知県社協へも一括締結への働きを継続する。

また直営で相談窓口を運営している愛知県、岐阜県、三重県の各自治体へも引き続き、協定締結への働きかけを続けていく予定である。

1-2. シンポジウムの開催

1. 目的と内容

本事業の広報を目的に、これまでの活動実績や課題などを報告・検討する機会を設けた。

2. 日時と場所

日時：11月16日(月) 14:00～16:00
場所：ウインクあいち 1203号室

3. 講師と講演内容

- ①講演 「食品ロスの現状とフードバンク」
株式会社office 3.11 代表取締役 井出留美
- ②アンケート調査報告
2HN事務局 山内大輔
- ③パネルディスカッション
パネラー
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅センター長 大熊宗麿
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部副部長兼生活支援室 室長 水野有二
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 生活支援センター揖斐支所 就労支援員 浅野美津子
生活協同組合連合会東海コーポ事業連合 執行役員 経営企画・管理本部 本部長 駒井義明
生活協同組合連合会東海コーポ事業連合 執行役員 物流改革・物流管理担当 松浦基晴
認定特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋 理事長 本岡俊郎



写真3-1 参加者の様子

4. 参加者

市役所や社協職員、大学教授、一般市民など63名

5. アンケート結果

シンポジウム参加者へ当日行ったアンケート結果は以下の通りである。

- ①56名から回答を得た。
- ②「とても満足」「満足」を合わせて94%の参加者が回答した。
- ③具体的には「役立つ情報が得られた」「日頃の生活や活動に役立った」が多かった。
- ④満足したと回答した参加者からは「フードバンクと社協と生協の連携について理解が深まった」「名古屋でこのように行政、社協、生協、NPO、色々な組織の方々が連携して生活に困難者への支援が上手く活動されていることは知りませんでした。色々な組織のつながりがあって、包括的、継続的支援がなされていると感じた」等の回答を得た。



写真3-2 パネルディスカッションの様子

6. 成果と今後の課題

これまで当団体と連携していない団体へ対しては、活動の仕組みを説明できること、既に連携している団体に対しては、これまでの成果や他の相談窓口が本活動をどのように活用しているかを紹介することで今後の活動の参考にできたことにより、相談窓口との連携強化に繋がったと考えられた。また、福祉に関わる業務を行っている参加者へ対して、食品ロスという視点からの講演を行ったことで、本活動が福祉のみならず環境負荷を軽減する働きがあることなど当団体の活動に対する理解が一層深まったと考えられた。今後は定期的に相談窓口との情報共有の場を設け、連携をさらに強化していく必要がある。また、本事業を広く一般へも広報し、社会からも認知されることで社会全体での仕組みをつくりあげていきたい。

4

事業報告2 個別食品支援の実施

1. 活動目的と内容

各相談窓口から依頼を受け、生活に困った方へ食品パックを届けることで支援対象者の自立や生活の安定を図る。

2. 活動期間

平成27年4月～平成28年3月

3. 活動地域

愛知県、岐阜県、三重県

4. 活動結果と考察

個別食品支援の件数は「法」の窓口設置とともに倍増して行き、平成27年4月から平成28年2月末での総件数は2,273件となった。（平成26年の年間支援件数224件の10倍以上である。）

緊急支援の位置づけで原則3回までの送付とし、支援の常態化を避けた。回数制限を設けることで支援対象者の背中を押し次のステップへと促す効果もあり98%が3回以内で収まった。

実施件数を依頼書の内容から以下の視点で集計した。

※以下の実績は平成27年4月1日～平成28年2月29日のデータをもとに作成した。

- (1) 個別食品支援件数
- (2) 月ごとの推移
- (3) 一世帯当たりの支援回数
- (4) 相談窓口から依頼を受けた件数の推移
- (5) 相談窓口の県別支援件数とその推移
- (6) 性別・年代・世帯種類ごとの支援件数
- (7) 「現状と見立て」の分析

(1) 個別食品支援件数

表4-1 個別食品支援件数

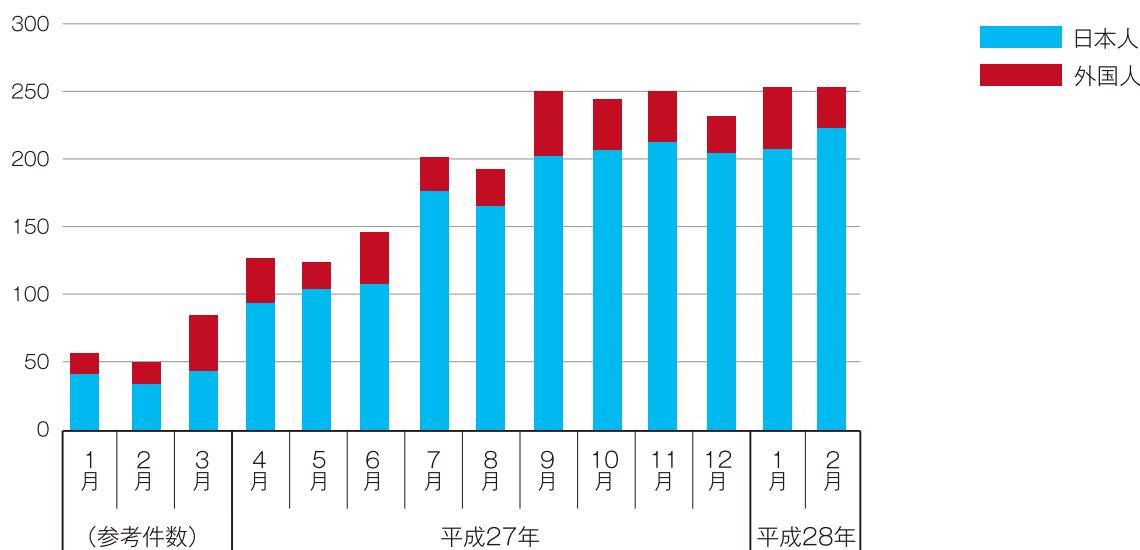
	送 付	引 取	合 計
日本 人	1,843	57	1,900
外 国 人	239	134	373
支援件数	2,082	191	2,273

送付：依頼を受け宅配便を使い相談窓口もしくは支援対象者本人の自宅へ届ける

引取：依頼を受け 2HN事務所へ本人が直接引取

(2)月ごとの集計

図4-1 月ごとの推移



- 本事業開始前は50件／月程度であったが、平成27年9月以降は250件／月にまで急増した。
- 3～4月にかけて「法」が施行されたこと、岐阜県社協との協定締結により急増した。
- 6～7月にかけて三重県社協との協定締結により急増した。
- 8～9月にかけて名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山、大曾根が新たに開設されたことにより急増した。

(3)一世帯当たりの支援回数

表4-2 一世帯当たりの支援回数

支援回数	支援者数(名)			比率	支援件数
	日本人	外国人	合計		
1回	975	131	1106	72.3%	1106
2回	215	42	257	16.8%	514
3回	126	14	140	9.2%	420
4回	11	2	13	0.8%	52
5回	0	3	3	0.2%	15
6回以上	3	8	11	0.7%	166
合計	1,330	200	1,530	100.0%	2,273

- ほとんど(98%)は3回以内の支援で終了している。
- 6回以上は外国人難民が事務所へ直接引取ケースであった。

考 察

本事業が、一時的な急場しのぎとなり、生活を持ち堪えることができたと思われた。

(4) 相談窓口から依頼を受けた件数の推移

相談窓口：相談窓口から依頼を受けて食品パックを送付した件数
 その他：直接支援対象者本人から要請があった場合と、2HNが従来より支援している外国人難民への支援件数

- 相談窓口件数は、事業当初は全体の50%ほどであったが、90%にまで急増した。
- その他について、支援対象者本人から要請があった場合は最寄りの相談窓口へ繰りだため減っている。

(5) 相談窓口の県別支援件数とその推移

図4-3 相談窓口の県別支援件数

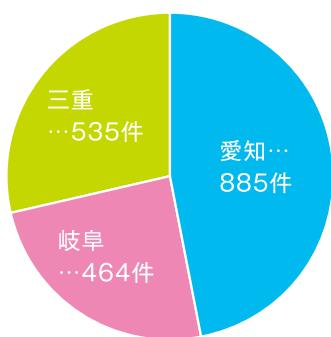


図4-5 相談窓口の県別人口(千人)当たりの支援件数

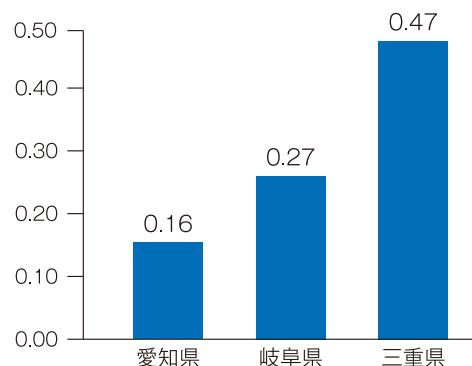


図4-2 月ごとの相談窓口件数の推移

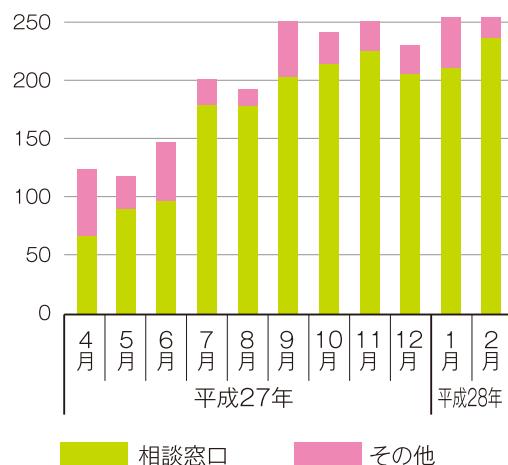
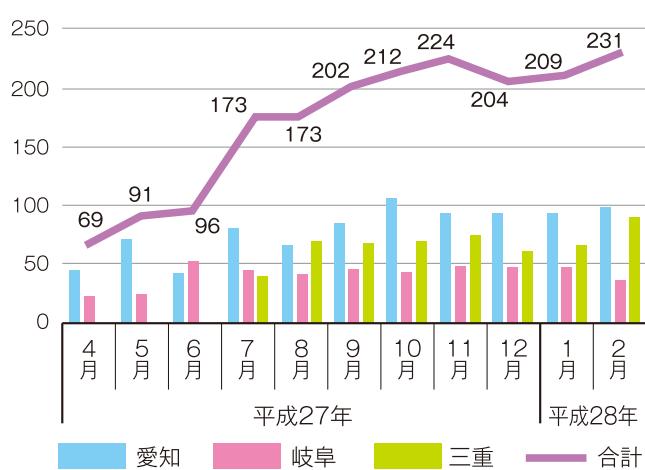


図4-4 相談窓口の県別支援件数の推移



※直近半年間のデータより年間件数を推測し、各県の平成28年2月末時点の人口をもとに算出

- 件数については愛知県内の相談窓口からの依頼が50%を占めている。
- 人口(千人)当たりに換算すると三重県が突出して多い。

考 察

- 三重県の人口当たりの件数が多い理由として、連携している団体が多いこと、相談窓口の存在が県内で認知されており生活に困っている人へアクセスできていること等が考えられる。
- 愛知県の人口当たりの件数が少ない理由として、相談窓口との提携がまだ不十分であることによる。
- 岐阜県は6月以降の件数が増えていないことから、提携はしているもののまだ活用が十分でないのではと思われる。

(6) 性別・年代・世帯種類ごとの支援件数

図4-6 性別支援件数

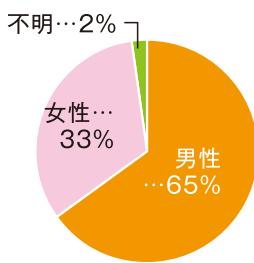


表4-3 世帯種類別支援件数

世帯	女性	男性
単身	218	1,031
複数	528	418
内 母子・父子家庭	(218)	(28)

表4-4 性別・年代・世帯種類ごとの支援件数

年齢	男		女	
	単身	複数	単身	複数
15代	3	1	1	4
20代	23	13	5	16
25代	27	15	10	41
30代	36	33	18	81
35代	124	35	4	92
40代	95	71	32	71
45代	151	56	20	68
50代	138	50	23	39
55代	118	30	14	34
60代	105	42	23	19
65代	78	27	16	11
70代	57	11	10	6
75代	27	21	12	17
80代	11	4	5	9
85代	5	1	3	0

図4-7 年代別支援件数

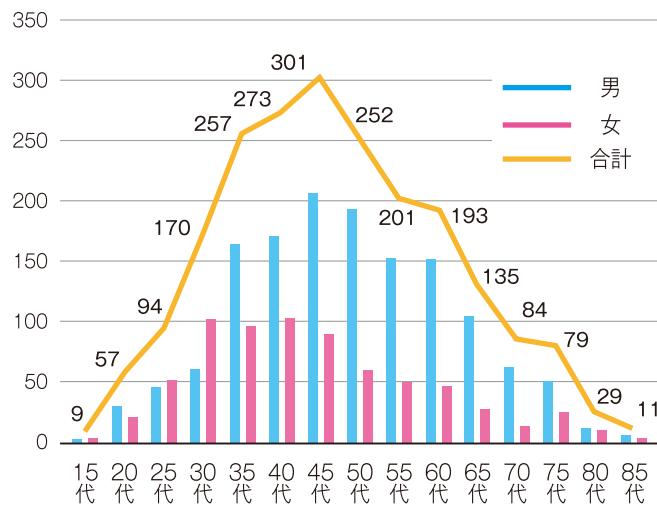
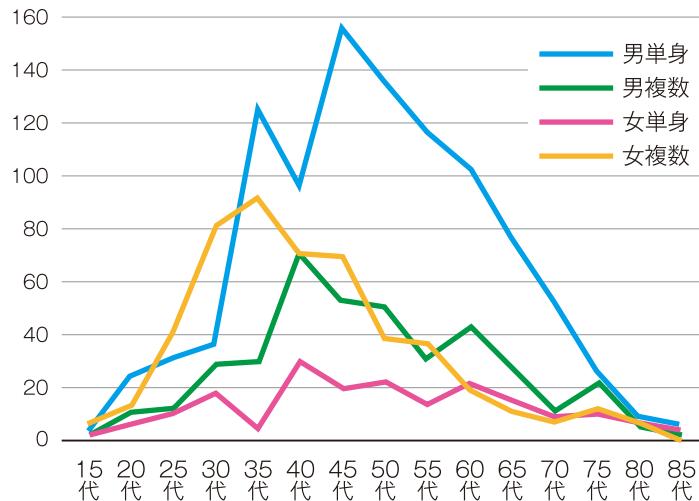


図4-8 性別・年代・世帯種類ごとの支援件数



- 図4-6から、性別でみると男性が女性の2倍である。
- 図4-7から年代でみると、合計では35～55歳が多くを占めており、45歳でピークに達している。男性の件数は合計とほぼ並行したグラフになる。女性は25～30歳までは男性より多く、40歳をピークに下降している。
- 表4-3から世帯種別でみると単身男性は単身女性の5倍の支援件数であった。男性は7割が単身世帯で3割が複数世帯であるが、逆に女性は3割が単身世帯で複数世帯が7割である。女性の複数世帯の内41%が母子家庭である。
- 表4-4から男性は単身、複数世帯、両方とも働き盛りの年代に件数が多い。女性の単身世帯の支援件数は総じて低く、顕著な年齢の差異はなく平均して分布している。女性の複数世帯は25歳から増え始め35歳でピークに達している。

考 察

- 働き盛りの年代に件数が多い理由として、失業などで一時的に窮地に追い込まれたためと考えられた。
- 女性の複数世帯(その約半数は母子家庭が占める)は25～35歳の支援件数が最も多いことから、生活基盤が脆弱な内に子育てや離婚などで生活が立ち行かなくなると考えられた。

(7)「現状と見立て」の分析

2273件の依頼書の「現状と見立て」欄に書かれている、生活困窮に至った理由や今度どのように生活を立て直す予定であるかの内容をキーワード検索、分類した。

表4-5 困窮理由 ※重複あり

分類	キーワード	件数	分類別件数
仕 事	失業	187	370
	失職	36	
	退職	46	
	無職	58	
	派遣	43	
病 気	病気	154	362
	ケガ	19	
	障がい	87	
	うつ	36	
	精神(疾患／問題)	66	
家族問題	介護	20	52
	DV	9	
	母子家庭	23	
負 債	滞納	97	217
	家賃	67	
	負債	34	
	金銭管理	19	
収 入	給与(低収入・前借り・未払い)	74	390
	年金(無年金・低年金・各種年金)	151	
	保護(検討・申請・拒否・廃止・受給)	165	

表4-6 「見立て」の内容

分類	キーワード	件数	分類別件数
仕 事	求職中／就活中	185	207
	仕事再開／復帰	22	
収 入	次の給与まで	190	684
	初回給与まで	127	
	パート／バイト代がはいるまで	28	
	次の年金まで	174	
	次の障がい者年金まで	28	
	失業・雇用保険まで	63	
	手当まで(傷病、住宅、各種)	48	
申 請	次回生活保護費まで(受給者)	26	123
	初回生活保護がおりるまで	22	
	生活保護検討中・申請	96	
その他の	労災検討・申請	5	19
	家計管理問題(サポート)	15	
	施設入所検討	4	

- 困窮理由は各種要因が複合的に重なり合っている。
- 「見立て」からは次の給与や年金まで、生活保護がおりるまでなど、つなぎ支援が全体の98%を占めた。

考 察

結果として食品パックが次の収入や次の支援へのつなぎとして使われた理由として、以下の2点が考えられる。

- 我々の支援が即効性のある食べ物の支援であること。
- 依頼を受けると翌日には食品パックが届くというクイックレスポンスであること。
そのため、食品パックをつくる2HNボランティアの志気も高い状態が続いている。

5. 成果、反省と今後の課題

成果は、急増する個別食品支援に対応し続けることができ、直近の250件／月の依頼にも対応できていることである。また多くの依頼書の分析から、支援対象者の姿をうかがい知ることができた。さらに、当初相談窓口の相談員との意思疎通が不十分であったが、依頼書を更新することや積極的な情報共有により改善できた。

反省としては、支援件数が急激に増えたためボランティア募集に後れをとり一部のボランティアに負荷が集中してしまった点にある。

今後の課題としては、安定的にボランティアを募集することと、食品パック詰めのスキルを更に向上させる点にある。

5

事業報告3 個別食品支援システムの構築

1. 活動目的と内容

2HNでは平成25年より「食のセーフティネット」の構築を掲げ、生活困窮者に個別食品支援を行ってきた。その蓄積したノウハウを生かして平成26年には行政の相談窓口と連携した支援を試みた。結果、平成27年は「法」の施行により個別食品支援の急増が予想された。実際、東海3県(愛知・岐阜・三重)の相談窓口との連携が広がることにより個別食品支援件数は急増した。そこで、各相談窓口から依頼される食品支援に滞りなく対応する体制を整え、「食のセーフティネット」として持続的に個別食品支援が機能することを目的として以下3点の強化をはかった。

- (1)必要な食品の確保と引き取り体制の強化
- (2)食品の仕分け、保管、品出しの仕組み改善
- (3)事務管理の強化

2. 活動期間

平成27年4月～平成28年3月

3. 活動結果

※以下の実績は平成27年4月1日～平成28年2月29日のデータをもとに作成した。

これまで個別食品支援に適した食品の確保が難しかった。メーカーからはスープ缶類、調味料、パスタソース類、お菓子、飲み物は定期的に入るが、それだけでは詰め合わせ内容が定型化し貧弱にならざるを得なかった。そこで、急増する支援に対応するため、必要な食品の確保と食品の引き取り体制の強化、ならびに引き取った食品の仕分け、保管、品だし、食品パック作り、発送体制の強化を行った。

- (1)必要な食品の確保と引取体制の強化

①東海コープ事業連合とレトルト食品メーカーから引取開始

東海コープ事業連合(以下、東海コープと略す)は東海3県の組合員にインターネットや購入用チラシで食品を販売し、玄関先まで宅配するが、季節サイクルから外れた商品や定番落ち、賞味期限が短くなった食品は定期的に廃棄していた。また愛知県内にあるレトルト食品メーカーはスーパーで販売する個人用や食堂向けに販売する業務用のレトルトカレーやシチューを製造しているが、賞味期限の印字不良、余剰生産分をこれまで廃棄していた。これら2社とも以前から2HNとの連携を協議していたが、相談窓口との連携が進み行政との関わりが増したことにより当団体の信頼度が向上したと思われ、食品提供に踏み切って頂けた。結果、普段の家庭で食べられるバラエティーに富んだ食品を定期的に確保できるようになった。

表5-1 新規食品提供企業と引取り方法

	内 容	数 量	引取り日	引取り者
東海コープ	常温食品各種	200～300品目/回	毎週木曜日	ボランティア2名×3Hr
レトルト食品メーカー	カレー、シチュー	約1500食/回	毎週火曜日	ボランティア2名×3Hr

表5-2 東海コープ食品引取実績

日付	入庫品目	個数	重量(kg)	日付	入庫品目	個数	重量(kg)
平成27年 4月	月合計(試運転)	841	210.0	平成27年 10月	月合計	2,890	1113.8
5月	月合計	2,329	670.1	11月	月合計	2,102	704.6
6月	月合計	2,441	696.9	12月	月合計	2,649	944.5
7月	月合計	2,388	882.1	平成28年 1月	月合計	2,726	1201.4
8月	月合計	1,921	706.2	2月	月合計	2,167	801.4
9月	月合計	2,337	1224.4		引取合計	24,791	9,155

表5-3 レトルト食品メーカー引取実績

日付	入庫品目	個数	重量(kg)	日付	入庫品目	個数	重量(kg)
平成27年 6月	月合計(試運転)	167	33.3	平成27年 11月	月合計	4,722	944.4
7月	月合計	4,430	886.0	12月	月合計	6,373	1274.6
8月	月合計	4,760	952.0	平成28年 1月	月合計	6,840	1368.0
9月	月合計	6,277	1255.4	2月	月合計	7,770	1554.0
10月	月合計	6,186	1237.2		引取合計	47,525	9,505

写真5-1 東海コープ物流センターから食品を引取る様子▼

②個人からの食品寄付増加

今まででは、米・パスタ等主食、おかずになる食品が不足していたが、行政との連携のニュースが流れたことから個人寄贈者が増え、従来やむを得ず個人支援のために購入していたものも寄贈されるようになった。



- 個人寄贈は2倍以上になった。その要因として、各地の相談窓口との連携や東海コープとの協定などがメディアで取り上げられたことにより知名度が向上したことが考えられる。

表5-4 個人からの食品寄贈量 前年度との比較

個人寄贈	前年度(12ヶ月)	平成27年4月～平成28年2月(11ヶ月)	前年比
米	7,467kg	17,250kg	231%
その他食品	5,262kg	10,610kg	202%

(2) 食品の仕分け、保管、品出しの仕組み改善

本事業開始前(支援件数50件／月程度)は、ボランティア1～2名で食品仕分けから保管、品出しを全て行っていたが、支援件数の急増に伴いボランティア確保とスキル向上、目で見る管理等の仕組み改善を進めてきた。

表5-5 250件／月の支援に必要な工数とボランティア数

作業(Hr)	月	火	水	木	金	平均
仕分け	2.0	レトルト入荷 3.0	1.0	東海コープ入荷 6.0	1.0	2.6
保管	1.0	2.0	1.0	3.0	1.0	1.6
品出し	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
食品パック詰め	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
発送	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合計	12.0	14.0	11.0	18.0	11.0	13.2
必要ボランティア数(4Hr/人として)	3.0名	3.5名	3.5名	4.5名	2.8名	3.3名

①仕分け



写真5-2
東海コープ物流センターから引き取った食品を仕分けする様子



写真5-3
個人支援用に確保しなければならない食品その1



写真5-4
個人支援用に確保しなければならない食品その2

おかず缶、レトルト品、炊き込みご飯の素(調理補助食品)、のり、ふりかけは需要の高い食品であり、みそ、カレー粉などは入庫が稀で確保が難しい食品である。

②保管

賞味期限の確認後、貴重な食品は保管し、バラエティーに富んだ食品が尽きないように管理する必要がある。例えばドライフルーツ、めん類、釜飯の素、おかず缶、小麦粉(外国人用)などは中身の判るプラスチックケースに収納保管し、賞味期限や配布対象者が判る看板を設置した。



写真5-5 仕分けた食品を保管している様子その1



写真5-6 個人支援用に確保しなければならない食品その3

●特殊食品の確保

食品の引き取りを強化した結果、特殊な食品確保も可能になった。糖尿病は本人の食事管理が大きく病状を左右するので、多種多様な食品を適量摂取する生活習慣を促すような食品パック作成を心がけている。その他に高齢者用介護食、ベビーフード、ハラル(イスラム教徒用)などの食品も必要になってきている。



写真5-7 支援対象者が糖尿病の場合に向く食品

糖尿病に配慮した食品の確保

マンナン、五穀米 炊飯寒天(お米と一緒に炊くと糖の吸収緩やかにする製品)、ゼロカロリー・ラーメン、野菜スムージー、野菜スープ、カロリーオフレトルトごはんなど

③品だし

食品パックに詰める食材が品切れせずに平均して行き渡るよう管理しなければならない。賞味期限のチェック(基本は1ヶ月切るものは詰めない。)や、定期入庫が難しいめん類やごはんのおかずとなる食品の量の制限など、その時々に入庫する食品を見極めて臨機応変に食品管理を行う必要がある。



写真5-8 品出しの様子その1／写真5-9 その2

④食品パック詰め

食品パック詰めは依頼書に基づき、ライフラインの有無、炊飯の有無などを考慮し、その人に適した食品を選んでいる。ライフラインが全てあっても精神的な問題で調理が難しい人もいるため、こういった場合は相談員と話し合った上で対応することにした。



写真5-10 食品パック詰めの様子

写真5-11 食品パックの中身



食品パック例

お米5kg、パスタ、缶入りパン、スープ缶各種、デミグラス缶、ミートソース缶、フルーツ缶、マヨネーズ、だし醤油、ディップ・ドレッシング、鍋スープ、マーぼー豆腐の素、チャーハンの素、野菜炒めの素、しょうがごはんの瓶詰、ヤングコーン、ひじき、ドライトマト、レトルトカレー各種、レトルトパスタソース 焼き鳥丼、インスタント味噌汁、のり、漬物、ジャム系 イカのおつまみ、クッキー2種、ステイックコーヒーなど

⑤発送

発送体制について、以前はボランティアが台車に荷物を積み宅配業者まで運んでいた。発送件数の増加に対応するため、集荷体制にした。午後4時までに受け付けた依頼書は午後5時の宅配便の集荷までに荷造りを完了させ、翌日配送を実現している。



写真5-12
宅配便集荷に向けて荷物を運ぶ様子

(3) 事務管理の強化

支援件数の増加とともに、事務処理も増加した。特にPCデータの入力や請求書発行などボランティアに負荷のかかる処理が多くなった。そのため、事務処理も行えるボランティアを2名から4名に増強した。

また、各相談窓口からFAXで送られてくる依頼書には個人情報が含まれている。食品パックを担当窓口宛に送付する場合は支援対象者の住所や電話番号は含まれない。しかし、支援対象者宅に直接送付する場合も多々あるため、取り扱いは注意を要する。

そのため、個人支援書類は全て鍵を掛けられる棚に収めることとした。鍵の管理は役職のある者とし、業務が終了する午後5時には棚に鍵をかけている。

個別食品支援データはPCに毎日入力される。これまでの蓄積したデータベースにより、支援回数や支援理由、見立てなどがわかるようになっている。このデータには住所は含まれずデータのみで個人を特定することは難しい。しかし、万一の場合を考えネットワークから遮断された個別支援専用のPCを使うことにした。



写真5-13 個別食品支援専用の鍵付き棚

棚は事務所の理事長席の隣 常に事務局の目がある場所に設置 上段 過去の依頼書受領書など 必要に応じて開錠 下段 2016年の依頼書 専用PC 午前9時開錠 午後5時施錠

4. 成果、反省と今後の課題

成果は、東海コープ、レトルト食品メーカーからの食品提供を得たことで、個別食品支援のためのバラエティに富む食品を集めることができるようになったこと、知名度向上で多くのボランティアが活動に参加していただけるようになったこと、目で見る管理等、仕分け・保管・品出しの仕組みが出来つつあることで、これらにより急増した支援件数にしっかりと対応できたことである。

反省としては、ボランティアの増員や仕組みの構築が遅れ、支援件数急増に伴い食品の選定ミスやボランティアへの負荷集中が生じた点である。

今後の課題としては、今以上のバラエティーに富んだ食品の確保と思われる。幼児、若年者、高齢者、アレルギー、糖尿などの疾病に対応した食品も常時確保しておく必要が出てきている。ボランティアの確保と「食品パック」を作るスキルアップも課題になってきた。

次の課題は事務処理の効率化である。年間3,000件を超すデータベースを基に請求書発行など事務処理も増えると思われる。システムの構築も視野に入ってきた。しかしシステム開発はメンテナンスに負荷がかかり、結果、使われなくなるリスクが高い。日々の作業はボランティアが日替わりで行うため、だれでも作業しやすいデータを体系的に構築してゆく必要性がでてきた。

⑥

事業報告4 個別食品支援の効果を測定する活動

4-1. 相談窓口職員への効果測定

1. 調査目的

「法」に基づく東海3県各自治体の相談窓口において、相談業務に対する2HNの送る食品パックの効果を把握するためアンケートを行った。

2. 調査対象

これまでの個別食品支援の実績に基づき、以下を調査対象とした。

(1) 東海3県の相談事業を直営で運営している自治体の相談窓口

(2) 東海3県のすべての市区町村社協の窓口

「法」に基づく相談事業を受託している社協はその窓口

受託していないとも、生活福祉資金貸付制度の窓口を有する社協はその窓口

(3) 名古屋市より相談事業を受託している仕事・暮らし自立サポートセンターの窓口

3. 調査期間

平成27年4月～9月の相談状況を10月調査

4. 調査方法

(1) 相談事業を直営で運営している自治体には郵送でアンケートを依頼した。

(2) 社協については、愛知県、岐阜県、三重県の県社協と名古屋市社協を通じ、全市区町村社協に依頼した。

(3) 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター3か所には郵送で依頼した。

5. 調査内容

アンケート内容を別紙2に示す。

6. 調査結果

①回答状況 187件送付したが回答は72件に留まった。回答率:38.5%

表6-1 アンケート配布数と回答数

	直営自治体		社会福祉協議会		その他			計		
	送付数	回答数	送付数	回答数		送付数	回答数	送付数	回答数	回答率
愛知県	31	18	53	16				84	34	40.5%
名古屋市	0	0	16	12	仕事・暮らし自立サポートセンター	3	1	19	13	68.4%
岐阜県	7	2	42	12				49	14	28.6%
三重県	6	1	29	10				35	11	31.4%
計	44	21	140	50		3	1	187	72	38.5%

② 支援対象者の概要

回答72団体への相談来所した支援対象者総数:6,807人(窓口当たり94.5人/6カ月)

支援対象者の男女比:男性61.5%、女性38.5%

図6-1 支援対象者の年代
(各窓口で一番多い年代)

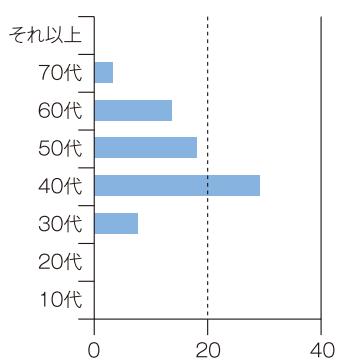


図6-2 支援対象者の家族構成
(各窓口で一番多い年代)

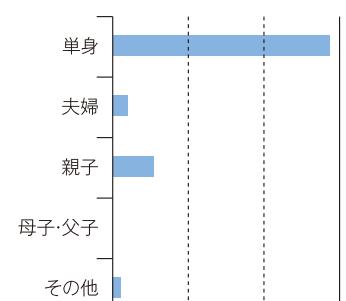
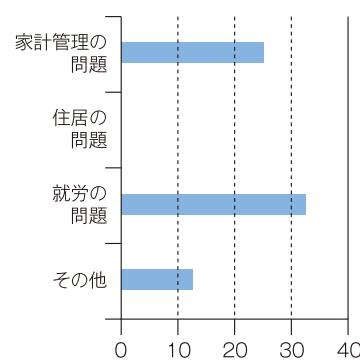


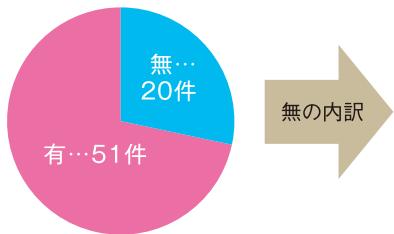
図6-3 相談内容
(各窓口で一番多い年代)



単身・男性・40～50代で家計管理と就労の問題で相談窓口に来所する方が多い。

(3) 2HNとの連携について

図6-4 2HNの個別食品支援利用の有無

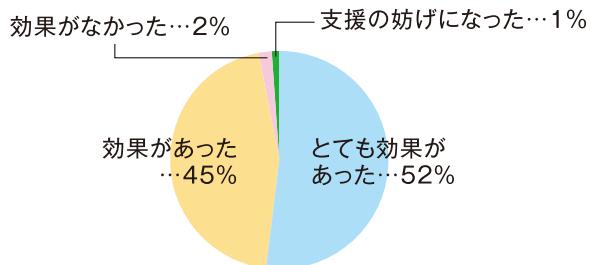
(4) 2HNによる個別食品支援の効果
(51窓口の支援総数462件について)

個別食品支援実施の97% (448件)で
支援が有効であったとの回答を得た。

►図6-5
相談員が行う自立相談支援において
2HNの食品支援について効果の有無

表6-2 2HNと連携しない理由(20窓口)

項目	回答数	比率
予算がないため	7	35%
必要性がないため	1	5%
フードバンクの存在を知らない	1	5%
検討中・調整中	5	25%
その他	4	20%
該当者がいなかった	2	10%



「とても効果があった」「効果があった」(97%)の具体的な内容(自由記述)

(1) 相談業務の進展に有効との回答内容

- 支援対象者との信頼感が増した。または築きやすくなった。(同様の回答12件)
- 借金する必要なく自立に向かう支援に至ることができた。(同9件)
- 次のステップに進むことができた。(同4件)
- 就職活動をするための時間が確保できた。(同3件)
- 早く対応、支援することができた。(同2件)
- 支援方法を模索するための時間を稼ぐことができた。
- 他の困りごとのアプローチがしやすくなった。
- 話を聞いてくれるようになった。
- 食品支援を手配する際は必ず面談するので詳しい状況を聞くことができる。時間を稼ぐことができると同時に食品支援は3回までと期限を示すことができる。相談員からの提案や話を聞いてもらえる。結果、頑なだった態度が軟化したり、本人の視野が広がったりして、相談員からの強制ではなく本人の自発的選択を促すことができる。
- 一時的な危機を乗り切るだけでなく、支援上の次の一手を打つまでの時間的余裕が生まれるため効果としては絶大である。
- 引きこもり支援の第一歩となり、コミュニケーションを築くことができた。
- 家計事情など尋ねにくいことも比較的容易に確認することができた。
- 支援対象者だけでなく、本人をとりまく親族、友人、民生委員とも信頼関係をというか自分が信頼されるツールになるので今後の支援が好転することが多い。
- 食費が浮くことにより家計支援になった。

(2) 支援対象者本人にとって有効と思われた回答内容

- 支援対象者に今後の自立について考える気持ちの余裕が生まれたようにみえた。(同様の回答5件)
- 生活福祉金では対応できない(所持金200~1,000円)相談が多く、相談終了後支援対象者の命を助けることができたと思えた。(同2件)
- 給与、年金までのつなぎになった。(同2件)
- 食事を摂ることで気力体力の回復が早くなったと感じる。
- フードバンクを利用したことにより、本当に自分が食べたいものを買うために働きたいという就労意欲に繋がった。

(3) その他の回答内容

- 高齢者と息子の二人暮らし、虐待の疑いもあったが、食品支援をきっかけに様々な支援者が屋内に一緒に入ることができ、高齢者の生命が大事に至らずに非常に役立った。

「効果がなかった」「支援の妨げになった」(3%)の具体的な内容(自由記述)

- 本人の希望で食品支援を申し込んだものの、受け取りに現れず他の区へ引っ越した。
- 約束の面談に現れず。
- 一時的な支出の抑制にはなったが、本人の金銭管理に変化は見られなかった。
- 相談員の思うようにならないことはあります、効果がゼロあるいはマイナスということはないです。
- 支援物資内容に支援対象者が不満を抱いて受け取り拒否をすることがありました。
- 本人の意識を変えることができず継続的な支援にはつながらなかった。
- 食品のみをあてにされた。
- 生活保護中の方がお金を貸さないから生活できないと言い、支援食品を何度も取りに行く。
- うつ傾向があり、食品を選び好みし一部の食品のみ摂取、本当に緊急性があったか判断しかねるケース。

⑤本事業に対する要望

(1)事業自体に対する要望(自由記述)

- 事業を続けてほしい。(同様の回答4件)
- 何もない状況からまず1つ進むことができるため、大きな役割があると思う。
- セカンドハーベスト名古屋のランチを三河にも作っていただけたと良い。
- 緊急的な援助に対してどうしても組織的事情でスピーディに支援できないジレンマがあったが、それを埋めてくれる重要な支援策の一つとして大変重宝させていただいている。
- 独身男性一人世帯で、炊飯器がないとFAXに記入したが米が届き食べることができなかった。食品支援を要請に至るケースは、このような独身男性一人世帯が多いため配慮していただけたとありがたいです。

(2)食品内容に対する要望(自由記述)

<要望内容>

- 独居でも多数世帯でも箱が同じようですが、これは変わりませんか?(同様の回答4件)
- おなかが膨れる、主食多めが好まれる。(同3件)
- 主食、レトルト、缶詰で十分です。
- 幼児向けの食品があると助かる。
- お米、箱の大きさは良いが、調味料の割合を少なくして欲しい。
- 糖尿病や嚥下障害に対応した食品があると助かる。
- パスタソースがあるときはパスタも入れて頂きたい。
- お菓子が多く入っているなど、その時によりバラツキを感じる為、お米の量やカップ麺の数を統一して頂けたらありがたい。
- 普段購入しない物(ディップソースなど)をどのように使って食べたらよいか理解できない方もいて、どのような年齢の方にも分るような食品を提供して頂けたら大変ありがたい。
- 外国人の困窮者で宗教上食べられない食品があるというケースがありました。

<肯定意見>

- 必要充分である(同様の回答2件)
- 苦しい時だからこそ、食糧だけでなくお菓子やコーヒーなどが嬉しかったという声があった
- 他4件

7. 調査結果のまとめと考察

- ①回答率が38.5%とやや低かったのは、2HNと提携していないまたは提携して間が無いため個別食品支援の実績が少ない団体が多かったためと思われる。
- ②しかしながら72団体から回答を得、内2HNと提携している51団体からは462件の緊急食品支援がなされていた。(この期間に2HNが窓口に食品パックを送付した総件数807件に対し、57%の利用状況の回答があったと言える。)72団体の窓口を訪れた延べ人数6807人に対しては、緊急食品支援の実施率は7%で、まだまだ少ないとと思われる。
- ③462件の食品支援について、窓口の相談員の皆さんから97%(448件)の支援が「とても有効であった」「有効であった」との回答を得、3%(14件)のみ「効果がなかった」「相談の妨げになった」との回答で、本事業は相談員の皆さんにとって有効なツールになっていることが分かった。
この理由として、個々の支援対象者の状況に合わせて食品内容を選び、依頼ファックスの翌日に宅配便で配送するクイックレスポンスが有効であったと思われた。
- ④食品支援が「有効である」理由は、相談員が支援対象者との信頼関係を構築でき、相談業務をスムーズに進めることができることによるとの回答が多かった。
- ⑤本事業に対する要望や食品内容に対する要望は、これから本事業の更なる展開に活用して行きたい。

8. 反省と今後の課題

本アンケートは「法」施行後半年を経過した時点で行ったが、相談事業がまだ十分立ち上がりっていない窓口も多いと思われ、回答率が不十分であった。(地元名古屋の金山センターと大曾根センターは8月から業務を開始しているため回答が得られなかった。)

また、多くの支援対象者がいることが分かったが、我々の食品パックの利用率がまだまだ低いと実感した。更に広報活動を進め、より多くの窓口と提携を進めて行きたい。

今回のアンケートで、我々の食品パックが相談員の皆さんとの有効なツールになっていることは分かったが、果たして支援対象者にとってどのように思われ使われているかについては、いま一つ明確にはならなかった。

また、郵送でアンケートを依頼したため、相談員と支援対象者にとって我々の食品パックの有用性があるか十分実感するには至らなかった。食品パックの有用性や使われ方について、より深く実態を把握するには相談員の方への面談が必要と思われた。

4-2 支援対象者への効果測定

1. 調査目的

前項の調査結果を踏まえ、本事業が支援対象者にとってどのような効果があるのか確認すべく、「法」に基づく相談窓口の相談員に主に面談でアンケート調査を行った。

2. 調査方法と調査対象

調査は2HNのスタッフが相談窓口の相談員と面談して行うことを基本とすべく、支援件数の多い名古屋市の相談窓口である「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」の3事業所(名駅、金山、大曾根)の相談員に対して行った。また事例数を増やすため、並行して三重県社協を通じて、社協が相談事業を受託している三重県内市町の窓口に、郵送でアンケートを依頼した。

3. 調査期間

名古屋市面談調査:平成28年2月15日～19日

三重県社協郵送調査:平成28年2月18日～26日

4. 調査内容

アンケート内容を別紙3に示す。

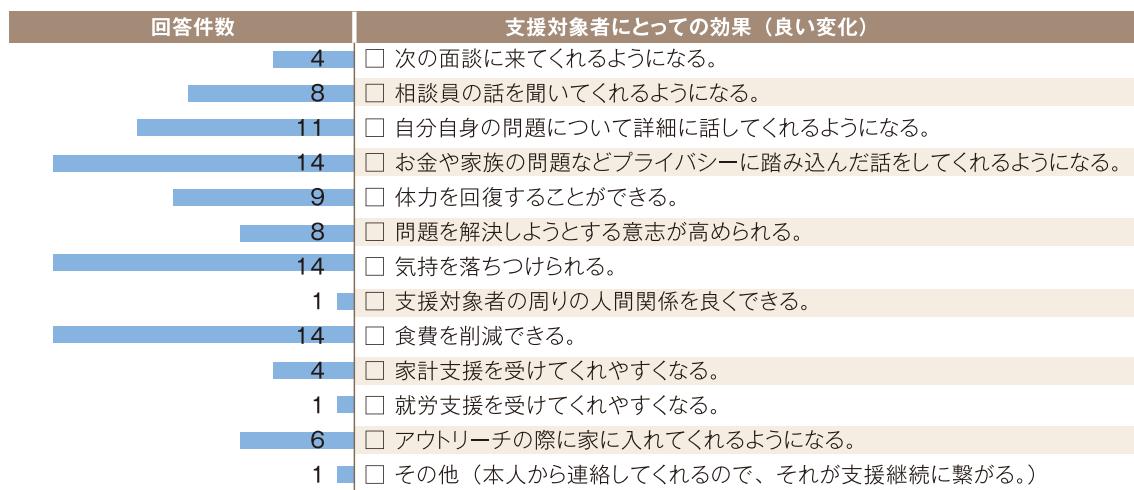
5. 調査結果

表6-3 アンケート調査数と回答数

調査先	調査数	設問1		設問2	
		回答数	回答事例数	回答数	回答事例数
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター	名駅センター	5	5	5	5
	金山センター	5	4	8	8
	大曾根センター	7	7	6	6
三重県内市町社協	(社協受託窓口)	16	15	15	15
	計	33	31	34	

(1)設問1:支援対象者にとっての効果(良い変化)上位3項目集計結果

図6-6 支援対象者への効果集計



◆事業報告4 個別食品支援の効果を測定する活動

(2) 設問2：食品支援が有効に使われた具体事例

ヒアリングで得られた事例をケースごとに区分し以下に示す。

1. 高齢男性、一人暮らしのケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
1-1	年金は生活できる分あるが、バチンコで使い果たし、知人に借金しながら生活	家計相談支援、地域包括支援センター（要支援の認定）、福祉会館の利用（居場所つくり）	食品支援することで、センターの提案を受け入れてくれるようになった。バチンコに行かなくなり、本人の気持ちのなかにも「これはいけない」という気持ちが生まれた。	名駅センター
1-2	年金は十分あるが、ギャンブルで消費	家計相談	食品支援2回でつなぎ、年金で暮らせる規則正しい生活になった。	金山センター
1-3	国保料の滞納者、年金少なく年金月以外の生計がきつい。	区役所同行（国保の分納化）、家計相談継続中	食品支援で気持ちが落ち着いた。	金山センター
1-4	年金収入が最低生活費ギリギリ、滞納家賃の返済で行き詰まる。	自宅訪問（家計相談支援）	支援への感謝を感じ、職員の提案を受け入れた。お金の使い過ぎがなくなった。職員との信頼関係ができた。	金山センター

2. 中年～若年男性、一人暮らしのケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
2-1	失職し、借金で家賃滞納、住居退去告知を受ける。	就業支援	プライド高く、素直になれなかったが、食品支援で詳細に話を聞けた。学生寮の寮監に就職できた。	名駅センター
2-2	離職のため収入なく食材も底をつく。	訪問支援	食品支援で本音が聞きやすくなり、栄養失調気味だったが食欲が向上した。笑顔が見られるようになり、就労意欲も向上した。	金山センター
2-3	体調を崩して退職、体調の回復が長引き生活費が底をつく。	生活保護申請を検討	食品支援により、気力と体力の頗るな改善が認められ、求職活動に加え体力向上のウォーキングも欠かさず行うようになった。日払い対応の警備会社に就職、眞面目な就労ぶりに警備会社社長からお手紙が届くほどである。	津市社協
2-4	失業のため収入なく、3日間何も食べていない。	自立相談支援	食品支援のおかげで精神的に落ち着いた。	明和町社協
2-5	人間関係がうまく行かず転職、失業。やつと就職決まりが手持ち3000円で、給与は来月まで支払われない。	土日の日払い仕事を探す。住宅確保給付金支給。	表情が明るくなり、話に出てくる言葉も希望が出てきた。	名駅センター
2-6	障がい者、親族の援助なく、来所持は1週間食べていないためか衰弱し意識も朦朧としていた。	障がい者手帳申請	食品支援のタイミングでしか連絡取れず、食品支援がなかつたらコントクトさえ取れなかつた。	大曾根センター
2-7	父親死亡後孤児となり、パートも離職、引きこもり状態になってラフライん止められ、生活困難。	就労支援、生活福祉資金等の支援	緊急食品支援は生活再建の重要な第一歩となり、ライフラインの復旧や就職が決定し、自立につながった。	亀山市社協
2-8	派遣先の契約が切れ、就職活動するもなかなかできず、食べることができない状況となつた。	就労支援	緊急食品支援で安心感はずいぶんあったようだ。その後、就職が決まり自立できた。貸付制度もあるが、借金のない状態でスタートするのが自立への近道であり、緊急食品支援は有効な手法である。	伊賀市社協

3. 高齢女性、一人暮らしのケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
3-1	同居息子が失踪、認知も入ってきたが金銭管理も難しい。	訪問支援、施設入所手配	食品は小分けにこまめに持っていくと、食べ物を持ってくる人だと受け入れてくれた。困ったこともボソリボソリと話してくれるようになり、施設に入るまで一生生活できた。	大曾根センター
3-2	同居していた両親が亡くなり、収入がなく生活困窮に。精神障害があり家人もゴミ屋敷になっている。	障害年金受給手続き	生活保護は受けたくないといで頑なに拒否し、食事もあまり摂れていない状態だったが、食品支援している間に本人も少し柔らかくなつた。年金手続きもでき、生活収入を確保できた。	鈴鹿市社協
3-3	肝硬変を発症し失職。大阪の長男も難病で、治療費を援助していたため蓄えがなくなつており、失業保険や年金受給までの生活費に困っていた。	自立相談支援	プライドもあって支援に拒否的な姿勢であったが、食品支援によって安堵され心を開き話をしてくれるようになった。	鳥羽市社協

4. 中年～若年女性、一人暮らしのケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
4-1	離婚により精神疾患も重なり生活基盤が崩れた。	自立相談支援	食品支援により、食料を心配する心理的ストレスが軽減され、食事をとることで体力気力も回復された。一定期間食費が節約でき、滞納が解決された。	大曾根センター

5. 高齢夫婦のケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
5-1	会社倒産、債務返済で年金差押えになり、食べるものに困る状況となつた。	自立相談支援	「よそ様から施しを受けるなんて絶対嫌」と頑なであったが、3回の食品支援で態度が和らぎ、食品支援終了とともに差押えがなくなり生活が再建された。	名駅センター

6. 中年～若年夫婦のケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
6-1	夫の糖尿病が悪化し、就業困難で治療費も多額になり、生活困窮に至る。	生活保護受給申請	食品支援で食料の心配がなくなり、障がい者支援センター、自立支援機関への相談ができるようになり、生活保護受給に至つた。断絶状態であつた長男とも連絡が取れ、夫婦も病気治療を再開できるようになった。	津市社協
6-2	ヘルニアが悪化し離職。妻は引きこもって就労も不可。生活保護申請中だが決定までの食料もない。	訪問相談	夫婦仲が悪化し喧嘩が絶えない状況だったが、食品を手渡す時は妻も姿を見せ、お礼の言葉が聞けた。夫もずっと不安な表情から少し安心した顔になつた。	鈴鹿市社協
6-3	夫は理解力に問題があり、夫婦そろつて派遣切りに遭う。	就労支援、家計相談支援	食品支援により、自力で就職することができた。また家計相談支援にも同意を得ることができ、貸付を受けずに給料日まで生活できるようになった。	いなべ市社協

7. 家族のケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
7-1	一家8人家族で、夫の給与だけでは生活していたが、長男の高校進学で金策に困る。(妻からの相談)	訪問相談	食品支援することで妻の気持ちが落ち着き、状況を聞くことができアドバイスできるようになった。妻のバイトも決まり、長男の入学金を納めて落ち着いた生活を送れるようになった。感謝の言葉も聞けた。	大曾根センター
7-2	4人家族、夫が無職で住宅ローンの支払い等で生活が苦しい。(妻からの相談)	自立相談支援	食品支援で子供の食の確保ができ、精神的にゆとりができる。今後の道筋(離婚の検討、就職意欲)を立てることができた。	大曾根センター
7-3	3人家族、夫は精神疾患があり妻も障害がある。生活保護の申請に時間がかかる。生活費も食料もない状況。	自立相談支援	食品支援により世帯の食生活を保つことができた。夫婦ともに精神不安定状態での相談であったが、食品支援により精神面での安定に繋がった。	鈴鹿市社協

8. 母子家庭(シングルマザー)のケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
8-1	離婚後うつになり、体調不良で仕事も休みがちなため生活費もままならない。	自立相談支援	生活保護など支援は受けたくない、頑なな様子であったが、Xmasのタイミングで食品支援を子供のためにと承諾。お菓子があり子供が大喜びした。これから信頼関係が生まれ、自立の方向に進んでいる。	名駅センター
8-2	離婚に離職、高額な家賃で行き詰まる。	自立相談支援	食品が届いて安心し、自分を親身に考えてくれているという気持ちになった。その後公営住宅に引っ越し、就労に前向きになった。	金山センター
8-3	DV被害から逃げるため子供3人と転居、仕事がなくなり収入が途絶えた。	就労支援	食品支援で緊迫した時期を凌げ、就職活動→就職→定期収入と見通しがもてた。	志摩市社協

9. 母と息子(娘)のケース

ケースNo.	生活困窮に至った理由	相談支援内容	食品支援による支援対象者の変化	対応窓口
9-1	母はケガでパートに行けず、息子は働きかず。ライフラインも止まる。	家計相談支援、就労支援	食品支援を持ち掛けたら一気に緊張がほぐれ打ち解ける。その後ハローワークで職探しも始めている。	大曾根センター
9-2	特別支援学校に通う息子がいて、收入は孫の児童扶養手当のみ。就労しても長続させず食品も購入できていない状況。	自立相談支援	食事が摂れていないため子供が痩せててしまう状況だったが、食品支援により対象者も安心したようだった。	伊勢市社協
9-3	娘の入院による出費がかさみ、次回年金までの生活費が捻出できなくなる。電気も止められる。	生活福祉資金の申請、家計支援	食品支援を直接届けることで、拒否されることなく自宅訪問でき、生活の様子を感じることができた。本人も安心されたようだ。	菰野町社協

6. 調査結果のまとめと考察

- ①設問1から、支援対象者にとっては食品が手に入ることから食費の節減になり、食べられる安心感から気持ちが落ち着き、相談員に自分自身の問題やお金・家族の問題などプライバシーに踏み込んだ話をするようになることが分かった。
- ②これにより、支援対象者と相談員の信頼関係の構築ができ、支援業務がスムーズに進み、自立に至る姿が見える。
- ③設問2から、支援対象者に我々の食品パックがどのように使われ、どのような変化があったのかが見えてきた。貧困に至るキーワードとして、失職、借金、病気、離婚、引きこもり、低年金、ギャンブルなどが目についたが、いずれのケースでもまず食の支援があれば落ち着くことができる事が示されていた。
- ④今回面談調査したことから、各相談窓口の相談員がいかにきめ細かく支援対象者に向かい、自立に向けた支援をしているかが理解でき、相談員が2HNの食品パックを最大の武器にしている様子が伺えた。

7. 反省と今後の課題

2HNの食品パックが、支援対象者の自立に必要不可欠のものであることが、今回の調査でよく理解できたことから、この事業をまずは東海3県のすべての相談窓口で活用されるよう、社協だけでなく各自治体に働きかけて行かねばならないことを痛感した。

7

事業報告5 他地域の個別食品支援の調査活動

1. 調査目的

2HNが各相談窓口へ提案した個別食品支援の仕組みは、開始直後から東海3県各地へ急速に広がっていった。しかし、他地域では2HNが行う以前から市役所や社協と積極的な連携を取り、個人へ食品を届ける活動を行うフードバンク団体がある。そこで、全国各地のフードバンクの中で、個別食品支援において先進的な取り組みを行っているフードバンクを視察することで、本取組のシステム構築の参考とする。

2. 調査対象

表7-1 調査対象フードバンク名称とその事務所所在地

	団体名	所在地
1	NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン	東京都台東区浅草橋4-5-1 水田ビル1F
2	NPO法人フードバンク山梨	山梨県南アルプス市百々 3697-2
3	NPO法人フードバンクちば	千葉県千葉市稻毛区緑町1-25-11 コープ立花101 ワーカーズコープちば サポートセンター オアシス内
4	認定NPO法人フードバンク関西	兵庫県芦屋市呉川町1-15

3. 調査期間

平成27年7月～8月、平成28年2月

4. 調査方法

各地フードバンクへ訪問、もしくは来所した団体代表者へ聞き取り調査を行った。

5. 調査結果

表7-2 他地域と2HNの個別食品活動の比較一覧

	セカンドハーベスト名古屋	セカンドハーベスト・ジャパン	フードバンク山梨	フードバンクちば	フードバンク関西
事業名称	行政と連携した個人支援活動	パンツリー	食のセーフティネット事業	個人支援	個人支援
食品の詰合せを届ける方法	①依頼を受け宅配で届ける ②依頼を受け事務所へ本人が直接引取	①依頼を受け宅配で届ける →パッケージ ②依頼を受け事務所へ本人が直接引取 →ピックアップ	①依頼を受け宅配で届ける ②依頼を受け役所の窓口にあらかじめ備蓄しておき、不足した場合職員が引取	①依頼を受け宅配で届ける ②依頼を受け相談支援事業所が引き取りに来て、本人宅へ届ける	①依頼を受け支援窓口に宅配で届ける ②依頼を受け、依頼元職員が事務所に引取 ③依頼を受けて月1回補充のため市職員が取り、市の福祉関連部署に備蓄 ④月1回1年間定期的に送付(子ども元気ネットワークひょうご)
支援件数(2016年1月合計) フードバンク山梨のみ 2015年度12月データ	254 (①239 ②15)	798 (①442 ②356)	422 (①418 ②4)	153件 (①138 ②15)	49 (①5 ②19 ③9 ④16)
支援件数(2015年1年間総合計)	1954 (①1,741 ②213)	4605 (①2,650 ②1,955)	4,425 (①4,379 ②46)	1,813 (①1,632 ②181)	412 (①9 ②163 ③80 ④160)
依頼元団体との提携方法	協定書を書面で締結	すべての団体から利用に関する確認書を提出	「連携確認書」を書面で締結	一部(10~20団体)と確約書を締結	各団体と協定書を結ぶ
依頼を受ける団体の種別と数(2016年1月末時点)	愛知県の19社協、3市、2その他 三重県の30社協 岐阜県の20社協、 1その他 合計75団体	東京都の12社協、24区市 神奈川県の26社協、 12区市 埼玉県の1社協、2市 28民間団体団体 合計105団体	山梨県内 17市町 6県機関 20社協 6困窮者支援団体 合計49団体	県内140団体 (社協・行政が2/3を占める)	兵庫県内 2自治体 4社会福祉協議会 1NPO 1その他他団体 合計8団体
依頼元団体からの費用負担	1件につき手数料1,500円を依頼元団体へ請求	今年度、来年度は無し。それ以降については検討中	山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業を受託	なし(2016年6月以降、サポート会員制度を導入予定)	全8団体中7団体はなし その他1団体のみ配送料含む手数料1件につき1,500円を請求
発送のタイミング	依頼があった日に箱をつくり発送。概ね翌日のAMに相談窓口着	初回発送は毎日12時までの依頼は当日発送、12時以降の依頼は翌日発送 複数回依頼で2回目以降分は毎月1~4水曜日によどめて発送	主に第2、第4週の木、金曜日にまとめて箱詰め、発送。 緊急的なケースでは申請元機関の担当者が直接事務所に食品を受け取りに来る。	依頼があった日(15時まで)に発送して、概ね翌日個人宅へ届く	①依頼のあった当日、宅配による発送 翌日着 ④月1回、定期的に発送(子供元気ネット)
箱の大きさ	単身:90サイズ 複数:100サイズ	世帯3人まで:100サイズを1箱 世帯4人以上:100サイズを2箱	単身:90サイズ 複数:100サイズ	単身:80サイズ 複数:100サイズ	①②③:80サイズ ④:120~160サイズ
箱に入れる食	単身:お米5kgと調味料や缶詰12~13kg 複数:お米5kgと調味料や缶詰15~16kg	世帯3人まで:お米2kgと常温保存可能な食品10~12kg 世帯4人以上:お米4kgと常温保存可能な食品20~24kg	単身:お米4kgと缶詰、麺類、レトルト食品、飲料、カップ麺等合計7~8kg 複数:お米6kgと缶詰、麺類、レトルト食品ミルク、離乳食等合計11~12kg	単身:お米2kg、その他食品合計7~8kg 複数:お米4kg、その他食品合計10~12kg	①②③:電気ガス水道等の使用状況を聞き取り、それに沿って食品を選択する原則として、米一人1.5キロ、レトルト、缶詰、災害備蓄用食糧等、保存性の高い痛みにくい食品を21食分1週間分食品 ④:米1.5x人 数の其他食品15~20kg
1人に対しての制限回数	月1回で原則3回まで 1人平均1.5~2回	2週or1ヶ月に1度、最大12回まで、個人発送平均は約2回*相談窓口の担当が支援計画の中で妥当と思われる回数を設定する。	月2回、6回を1クール、その後相談職員と相談し延長も可、平均10回	原則1回、平均1~2回	食支援要請を出す自治体関係者、担当者の判断による。継続支援は数回まで。

	セカンドハーベスト名古屋	セカンドハーベスト・ジャパン	フードバンク山梨	フードバンクちば	フードバンク関西
食品の詰合せをつくる人	ボランティア	ボランティア	ボランティアが基本セットをつくり、個人のニーズに合わせた内容を職員がつくる	ボランティア（生活困窮者等の就労体験含む）職員	ボランティア
生活困窮者本人から問い合わせがあった場合の対応	原則相談窓口を通して依頼を受けていたため、最寄りの相談窓口を紹介する。しかし、緊急性があると当団体が判断した場合は1回だけ届ける。	個人からの問合せ及び依頼があった場合、1回のみ提供し、最寄りの相談窓口を紹介する。	問い合わせのあった困窮者が住んでいる地域の連携確約書締結機関を紹介する。	原則当事者本人からの依頼は受け付けず団体を通して依頼	原則、本人からの支援要請は受け付けない。最寄りの相談窓口を紹介すると同時に、当法人からも相談窓口に連絡をいれて調査を依頼する。
団体事務所にて生活困窮者本人へ直接食品を渡す活動	原則として行っていない。例外として数件あり。	片道交通費500円圏内の場合は事務所に引取りに来てもらう。 行政やその他支援団体の食料支援案内状がなければ原則受け取れない。	行なっていない。	行なっていない。	原則として行わない。
直接事務所へ食品を引取りに来るのはどのような人か	主に難民、日本人は数人	およそ外国籍40%、日本人60%の割合			今までに2回あった。近隣在住の保護世帯。遠方から食品受け取りに来た個人の例のみ
事務所へ本人が直接食品を引取りに来る場合の制限回数	月に1回を限度	1ヶ月に1回、最大年6回まで			原則として渡さない。上記保護世帯は2回、個人は1回のみ。
その他備考					ウイメンズネットこうべと連携した母子家庭支援は1年毎に対象者を再度選び直すことで、自立に向けた支援を志している。

6. 考察

主な共通点

- 自治体や社協などの相談窓口から依頼を受けて食品の詰合せをつくる。
- 食品を届ける先の世帯数により食品の内容を工夫している。
- 依頼を受ける団体からとは書面による何らかの協定を締結している。
- それぞれの団体ごとに回数は異なるが、支援対象者本人が受け取れる制限回数を設けている。
- 食品の詰合せ作業ではボランティアが中心的な役割を担っている。
- 生活困窮者本人から問い合わせがあった場合、継続的な食品支援は行わず最寄りの相談窓口へ繋いでいる。

主な相違点

- 食品パックを支援対象者本人に渡す方法には、直接宅配で届ける場合と相談窓口へ届ける場合がある。
- 食品パックを相談窓口へ届ける方法には宅配の他、自治体職員が直接引取に来る方法もある。
- 依頼元に対する費用負担を宅配1件につきの実費相当として受けている団体もあれば、食品支援と相談支援を組み合わせた事業として受託費として受けている団体もある。
- 依頼を受けてフードバンク団体事務所へ本人が食品を直接引取に来る方法は多くの場合とっていない。

まとめ

- ①すべての団体において様々な相談窓口と連携している共通点が見受けられた
- ②その理由として、相談事業を行う団体からの食品支援に対するニーズが高まっていることが考えられる。
- ③そのニーズの高まりは、各相談窓口が支援を進めていく上で、フードバンクの食品支援が必要であると認識しているためと考えられる。
- ④しかし、食品の詰合せを作成し送付する費用について、方法は様々ではあるが依頼元が負担している団体は少なかった。
- ⑤その理由として、フードバンク団体がこれまで無償性の原則（無償で食品を寄付いただき、無償で配布する。）を掲げ活動してきた背景があり行政や社協と比べNPO法人が弱い立場におかれている現状がうかがえる。

7. 反省と今後の課題

本調査は短い期間で行ったため対象が4団体に限られてしまい、全国のフードバンクが行う個別食品支援の様子を網羅しているとは言い難い。しかし、「依頼を受け食品の詰合せをつくり個人へ届ける」という活動を行う団体を比較調査することで、いくつか重要な共通点が浮かび上がってきた。今後は他団体の活動を参考に2HNが行う本事業の質を更に向上させていきたい。

8 参考資料

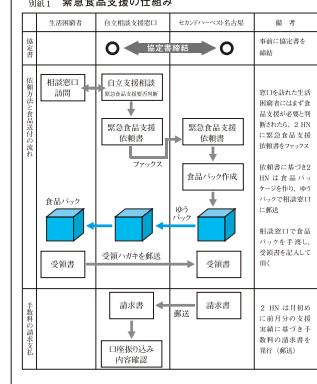
別紙1 行政と連携した個別食品支援事業概要説明書類

別紙1-1 送り状

各位	
認定NPO法人 セカンドハーベスト名古屋 〒462-0045 名古屋市昭和区昭和 3-4-1 小曾ビル 1F TEL:052-201-2680/FAX:052-201-2681	
生活困窮者支援事業等での緊急食品支援の仕組みについて	
<p>セカンドハーベスト名古屋は、東海地方において「フードバンク活動」を認定NPO法人ですか。その主要なミッションとして「東海地方において必要なセーフティネットを確立する」を掲げています。</p> <p>これまで個人への支援としては、東北震災被災者の「ごはん配達」の運送、よりも大きいトライアンフの運営による食料品の品合の逆さを同じ、ソノハバを基盤としてきました。</p> <p>そして生活困窮者の立替支援の運営に伴い、自立支援支援の窓口を設ける際は食料支援を必要とする生活困窮者へ、窓口で同じ食品の品合の逆さを同じ、ソノハバを基盤してきました。</p> <p>以下にその仕組みを御説明させていただきます。</p>	
<p>1. 緊急食品支援の仕組み 別紙1 2. お支払いの際 別紙2 3. 食品パックの内容(例) 別紙3 4. 依頼書と受領書の様式 別紙4 以上</p>	

別紙1-2 食品支援の仕組み

別紙1 緊急食品支援の仕組み



別紙1-3 協定書

別紙2 「フードバンク活用支援事業」の実施に関する協定書(案)

日本認定法人「セカンドハーベスト名古屋」(以下「甲」とい)、と認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋(以下「乙」とい)は、生活困窮者を対象に緊急食料を供給するための協定を締結することを約定する。

(1) 約定

第1条 この協定は、甲が実施する「フードバンク活用支援事業」の実施を図るため、必要な取扱いについて約めることを目的とする。

(協定内容)

第1条 本協定の目的

1. 本協定に付記する資料、依頼書(別紙様式1)により甲から乙に依頼する。
2. 乙は依頼(別紙様式1)に基づいて料金等に見合せし、且つごく手軽に依頼する。

(2) 食料の運送方法、依頼料額及び料金等

第2条 依頼料額

第3条 料金等

第4条 依頼料額

第5条 依頼料額

第6条 依頼料額

第7条 依頼料額

第8条 依頼料額

第9条 依頼料額

第10条 依頼料額

第11条 依頼料額

第12条 依頼料額

第13条 依頼料額

第14条 依頼料額

第15条 依頼料額

第16条 依頼料額

第17条 依頼料額

第18条 依頼料額

第19条 依頼料額

第20条 依頼料額

第21条 依頼料額

第22条 依頼料額

第23条 依頼料額

第24条 依頼料額

第25条 依頼料額

第26条 依頼料額

第27条 依頼料額

第28条 依頼料額

第29条 依頼料額

第30条 依頼料額

第31条 依頼料額

第32条 依頼料額

第33条 依頼料額

第34条 依頼料額

第35条 依頼料額

第36条 依頼料額

第37条 依頼料額

第38条 依頼料額

第39条 依頼料額

第40条 依頼料額

第41条 依頼料額

第42条 依頼料額

第43条 依頼料額

第44条 依頼料額

第45条 依頼料額

第46条 依頼料額

第47条 依頼料額

第48条 依頼料額

第49条 依頼料額

第50条 依頼料額

第51条 依頼料額

第52条 依頼料額

第53条 依頼料額

第54条 依頼料額

第55条 依頼料額

第56条 依頼料額

第57条 依頼料額

第58条 依頼料額

第59条 依頼料額

第60条 依頼料額

第61条 依頼料額

第62条 依頼料額

第63条 依頼料額

第64条 依頼料額

第65条 依頼料額

第66条 依頼料額

第67条 依頼料額

第68条 依頼料額

第69条 依頼料額

第70条 依頼料額

第71条 依頼料額

第72条 依頼料額

第73条 依頼料額

第74条 依頼料額

第75条 依頼料額

第76条 依頼料額

第77条 依頼料額

第78条 依頼料額

第79条 依頼料額

第80条 依頼料額

第81条 依頼料額

第82条 依頼料額

第83条 依頼料額

第84条 依頼料額

第85条 依頼料額

第86条 依頼料額

第87条 依頼料額

第88条 依頼料額

第89条 依頼料額

第90条 依頼料額

第91条 依頼料額

第92条 依頼料額

第93条 依頼料額

第94条 依頼料額

第95条 依頼料額

第96条 依頼料額

第97条 依頼料額

第98条 依頼料額

第99条 依頼料額

第100条 依頼料額

第101条 依頼料額

第102条 依頼料額

第103条 依頼料額

第104条 依頼料額

第105条 依頼料額

第106条 依頼料額

第107条 依頼料額

第108条 依頼料額

第109条 依頼料額

第110条 依頼料額

第111条 依頼料額

第112条 依頼料額

第113条 依頼料額

第114条 依頼料額

第115条 依頼料額

第116条 依頼料額

第117条 依頼料額

第118条 依頼料額

第119条 依頼料額

第120条 依頼料額

第121条 依頼料額

第122条 依頼料額

第123条 依頼料額

第124条 依頼料額

第125条 依頼料額

第126条 依頼料額

第127条 依頼料額

第128条 依頼料額

第129条 依頼料額

第130条 依頼料額

第131条 依頼料額

第132条 依頼料額

第133条 依頼料額

第134条 依頼料額

第135条 依頼料額

第136条 依頼料額

第137条 依頼料額

第138条 依頼料額

第139条 依頼料額

第140条 依頼料額

第141条 依頼料額

第142条 依頼料額

第143条 依頼料額

第144条 依頼料額

第145条 依頼料額

第146条 依頼料額

第147条 依頼料額

第148条 依頼料額

第149条 依頼料額

第150条 依頼料額

第151条 依頼料額

第152条 依頼料額

第153条 依頼料額

第154条 依頼料額

第155条 依頼料額

第156条 依頼料額

第157条 依頼料額

第158条 依頼料額

第159条 依頼料額

第160条 依頼料額

第161条 依頼料額

第162条 依頼料額

第163条 依頼料額

第164条 依頼料額

第165条 依頼料額

第166条 依頼料額

第167条 依頼料額

第168条 依頼料額

第169条 依頼料額

第170条 依頼料額

第171条 依頼料額

第172条 依頼料額

第173条 依頼料額

第174条 依頼料額

第175条 依頼料額

第176条 依頼料額

第177条 依頼料額

第178条 依頼料額

第179条 依頼料額

第180条 依頼料額

第181条 依頼料額

第182条 依頼料額

第183条 依頼料額

第184条 依頼料額

第185条 依頼料額

第186条 依頼料額

第187条 依頼料額

第188条 依頼料額

第189条 依頼料額

第190条 依頼料額

第191条 依頼料額

第192条 依頼料額

第193条 依頼料額

第194条 依頼料額

第195条 依頼料額

第196条 依頼料額

第197条 依頼料額

第198条 依頼料額

第199条 依頼料額

メディアでの紹介

▼2015年5月26日
毎日新聞
「フードバンクと提携」

なごや近郊
AICHI
なごや支局
〒460-6051
名古屋市中区丸の内本町1丁目1
TEL(052)234-1510
FAX(052)2360-2671
毎日新聞
TEL(052)452-4522
FAX(052)4528
連絡担当
TEL(052)236-1519
FAX(052)2360-2671
一報会員

▼2015年10月18日中日新聞記事
「フードバンク 行政と連携」

独立行政法人福祉医療機構
平成27年度社会福祉振興助成事業

行政と連携した生活困窮者への 食品支援事業報告書

平成28年3月31日発行

【発 行】

認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋

〒462-0845
愛知県名古屋市北区柳原3-4-2 小菅ビル1F
TEL:052-913-6280/FAX:052-913-6281
E-mail:info@2h-nagoya.org
URL: <http://www.2h-nagoya.org/>